

## 基本行政法 訂正表

	第1刷	第2刷
30頁 図	行政主体	行政機関
30頁 下から3行目	行政主体	行政機関
77頁 図	※「国民(私人)」から「国会」に伸びる曲線の先に矢印なし	※「国民(私人)」から「国会」に伸びる曲線の先に矢印を入れる
326頁 図 左上③の3行目	適応除外規定	適用除外規定
327頁13行目	不服申立てをすることができないこと(行審法57条4項)	不服申立てをすることができないと解されること(行審法57条4項参照)
347頁2～3行目	(塩野・行政法Ⅱ)	(塩野・行政法Ⅱ 138頁)
347頁 図	関連法令	関係法令
351頁 * の6行目	『目的を共通する関係法令』	『目的を共通にする関係法令』
383頁5行目	大津地判平成8年5月13日判タ923号109頁 ※判例索引も変更	大津地判平成9年6月2日判例自治173号27頁
468頁下から4行目	※「行政処分については」以下の段落を削除	※「行政処分については」以下の段落を469頁「4 行政活動の違法性(本案)の検討」の下に移動
479頁24行目	※最判平成14年1月31日民集56巻1号246頁の掲載頁末尾の「,462」を削除	※最判平成14年6月11日民集56巻5号958頁の掲載頁末尾に「,462」を入れる

株式会社日本評論社